

平成28年度入学者の履修方法等に関する留意事項

履修方法等に関連する留意事項は下記のとおりです。

(1) 2年次夏学期（第Ⅲセメスター）終了時点における修得単位について

全学共通教育科目48単位のうち、第1外国語4単位以上、第2外国語2単位以上を含む42単位以上を修得し、さらに専門教育科目のうち、(A)基礎科目・必修科目10単位以上、(B)所属学科目の基礎科目・選択必修科目を4単位以上、合計14単位以上修得していることを基準とする。

(2) 履修制限について

前項の基準に及ばないとき、2年次秋学期（第Ⅳセメスター）以後の専門教育科目の履修が制限される場合がある。

(3) 同一授業科目の履修について

同一授業科目の重複履修は認められない。ただし、講義題目・内容が異なるときに限り、重複履修して単位を修得することができる。履修を希望する場合は、履修登録期間内に履修登録票を教務係に提出すること。

(4) 再試験について

修業年限が3年を超える学生については、専門教育科目のうち試験成績評価が「50点以上60点未満」の授業科目の再試験を受験することができる。

(5) 再履修について

試験成績評価が不合格の授業科目については、再履修することができる。

(6) 大学院人間科学研究科博士前期課程授業科目の履修について

4年次（第Ⅶセメスター）以後、指導教員の指導により、大学院人間科学研究科博士前期課程の科目を履修することができる。そのためには、全学共通教育科目48単位及び基礎科目14単位を含む、合計90単位以上を修得済みでなければならない。

修得した単位は、「特別研究」として12単位を限度とし、自由選択科目の単位とすることができる。自由選択科目の単位として算入する場合は、教務係より4年次秋学期（第Ⅷセメスター）に指示する方法に従い、届出を行うこと。

(7) 外国の大学で履修した科目の修得単位について

本学（本学部）と大学間（部局間）学生交流協定を締結している外国の大学に留学し、当該大学で授業科目を修得した場合、教務委員会で審査の上、単位の認定をすることがある。

認定を希望する場合は留学終了後、速やかに認定願（用紙は教務係で配付）を提出すること。

修得した単位は、履修方法の別表1の全学共通教育科目及び別表3の専門教育科目表区分欄に示す選択科目（共通科目を除く）あるいは「海外特別研究」（「海外特別研究」として認定できる単位は12単位を限度とし、自由選択科目の単位とすることができる。）として認定する。認定単位数は30単位以内とする。なお、認定した科目の成績証明書における評価

の表記は「認定」とする。

(8) 協定校への交換留学中における卒業論文等の作成に直接関わる科目の履修について

本学（本学部）と大学間（部局間）学生交流協定を締結している大学への留学中における卒業論文作成に直接関わる人間科学部専門教育科目（注）の履修については、6単位を限度として認めることができる。

（注）卒業論文作成に直接関わりと考えられる科目例・・・実験実習Ⅰ～Ⅲ、卒業演習等

(9) 未来共創センターにおける実践型学修活動の単位認定について

未来共創センターにおける実践型の諸活動に学生が主体的に関わり、その学修活動の成果等に対して単位認定を申請する場合は、所定の申請様式をセンターに提出すること。

なお、単位認定は、教務委員会で審査するとともに、認められた場合は共通科目の「人間科学学際実習Ⅰ・Ⅱ（各2単位）」として認定する。

(10) 自由選択科目の単位算入に係る手続きについて

人間科学コースの授業科目（別表4）及び人間科学部以外の専門教育科目（国際交流科目、コミュニケーションデザイン科目、グローバルコラボレーション科目及び在学中に単位互換に関する協定を結んでいる大学で修得した科目を含む）から修得した単位を、自由選択科目の単位として算入する場合は、教務係より4年次秋学期（第Ⅷセメスター）に指示する方法に従い、届出を行うこと。

なお、全学共通教育科目の専門基礎教育科目（本学部が指定した授業科目）のうち、全学共通教育科目の卒業要件単位として算入しなかった単位を、自由選択科目の単位として算入する場合の届出は不要とする。